

## 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について

### 1. 導入の経緯について

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が公布され、令和6年度からパートタイムの会計年度任用職員に勤勉手当を支給することが可能になった。また、総務省から、「パートタイムの会計年度任用職員については、令和6年度から、対象となる職員に、勤勉手当を適切に支給すべきものであること。」との通知がなされた。

これらを踏まえ、会計年度任用職員について、勤勉手当を新たに導入するものである。

### 2. 勤勉手当の支給内容について

#### (1) 支給対象

期末手当の支給対象と同様とする。

#### (2) 支給月数

常勤職員（一般職員）と同様とする。

〈令和6年度〉

	6月	12月	計
期末手当	1.20 月	1.20 月	2.40 月
勤勉手当(※)	1.125月	1.125月	2.25 月
計	2.325月	2.325月	4.65 月

(※)会計年度任用職員について勤勉手当を新たに導入

### 3. 勤勉手当の支給に係るシステム改修について

令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、令和5年度より人事・給与総合情報システムの改修を行う。